

令和6年度

国営造成施設総合水利調整管理事業
中信平地区河川協議資料作成その2業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	国営造成施設総合水利調整管理事業 中信平地区河川協議資料作成その2業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量・設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目 的) 第1－2条	本業務は、「国営中信平土地改良事業」における過年度で作成した河川協議資料を更新することを目的とする。
(場 所) 第1－3条	本業務において対象とする施行場所は、長野県松本市他2市2村であり、別添施行位置図に示すとおりである。
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1－4条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備等
(一般事項) 第1－5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

項 目	内 容														
(管理技術者) 第 1－6 条	1 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr><tr><td rowspan="2">技 術 士</td><td>総合技術監理</td><td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博 士</td><td>業務に該当する部門</td><td></td></tr></table> 2 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技 術 士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木		博 士	業務に該当する部門	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目													
技 術 士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農 業	農業土木、農業農村工学													
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														
博 士	業務に該当する部門														
(担当技術者) 第 1－7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1－8 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1－9 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														
第 2 章 作業条件 (基本条件) 第 2－1 条	本業務における基本条件は、以下のとおりとする。 (1) 中信平地区概要 ① 国営梓川土地改良事業（昭和 18 年度～昭和 25 年度） 主要工事：頭首工 1 か所、用水路 2.4 km ② 国営中信平土地改良事業（昭和 40 年度～昭和 52 年度） 主要工事：頭首工 1 か所、用水路 78.4 km ③ 国営中信平二期土地改良事業（平成 17 年度～平成 26 年度） 主要工事：頭首工 1 か所、用水路 28.5 km、水管理施設 1 式、小水力発電 1 か所														

項 目	内 容																					
(作業条件) 第2-2条	④ 受益面積：8,847ha（水田：5,490ha、畑：3,357ha） ⑤ 主要作物：水稻、野菜、果樹 (2) 現行水利権の概要は以下のとおり。 ① 受益面積：8,796ha（水田：5,453ha、畑：3,343ha） ② 現行水利権量 別紙1のとおり 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。																					
	(貸与資料等) 第2-3条 貸与資料は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度 中信平二期農業水利事業 変更河川協議資料作成等業務 成果品</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成27年度 国営造成施設水利管理事業 河川協議資料とりまとめ業務 成果品</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査業務成果品</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和2年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その2業務成果品</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和3年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その3業務成果品</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その4業務成果品</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和5年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 中信平地区河川協議資料作成業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>中信平地区河川協議書（平成28年9月7日同意）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>中信平地区取水量実績（平成28年度～）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>用水水収支計算プログラム及び東電3ダム運用シミュレーションプログラム（表計算形式）</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	貸 与 資 料	数 量	平成25年度 中信平二期農業水利事業 変更河川協議資料作成等業務 成果品	1 式	平成27年度 国営造成施設水利管理事業 河川協議資料とりまとめ業務 成果品	1 式	令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査業務成果品	1 式	令和2年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その2業務成果品	1 式	令和3年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その3業務成果品	1 式	令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その4業務成果品	1 式	令和5年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 中信平地区河川協議資料作成業務	1 式	中信平地区河川協議書（平成28年9月7日同意）	1 式	中信平地区取水量実績（平成28年度～）	1 式	用水水収支計算プログラム及び東電3ダム運用シミュレーションプログラム（表計算形式）
貸 与 資 料	数 量																					
平成25年度 中信平二期農業水利事業 変更河川協議資料作成等業務 成果品	1 式																					
平成27年度 国営造成施設水利管理事業 河川協議資料とりまとめ業務 成果品	1 式																					
令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査業務成果品	1 式																					
令和2年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その2業務成果品	1 式																					
令和3年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その3業務成果品	1 式																					
令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その4業務成果品	1 式																					
令和5年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 中信平地区河川協議資料作成業務	1 式																					
中信平地区河川協議書（平成28年9月7日同意）	1 式																					
中信平地区取水量実績（平成28年度～）	1 式																					
用水水収支計算プログラム及び東電3ダム運用シミュレーションプログラム（表計算形式）	1 式																					
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																					

項 目	内 容												
(関連業務) 第2－5条	(5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 (6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 本業務の関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。												
	<table><tr><th>番号</th><th>業 務 名</th><th>業務実施期間</th></tr><tr><td>1</td><td>地域整備方向検討調査 中信平三期地域整備構想検討業務(仮称)</td><td>R6.9～R7.3 (予定)</td></tr></table>	番号	業 務 名	業務実施期間	1	地域整備方向検討調査 中信平三期地域整備構想検討業務(仮称)	R6.9～R7.3 (予定)						
番号	業 務 名	業務実施期間											
1	地域整備方向検討調査 中信平三期地域整備構想検討業務(仮称)	R6.9～R7.3 (予定)											
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3－1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙2 作業項目一覧表で示すものとする。 作業項目表 <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th></tr><tr><td colspan="2">(設計業務)</td></tr><tr><td>1. 準備作業</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2. 用水計画の更新</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3. ダム運用の確認</td><td>1 式</td></tr><tr><td>4. 点検取りまとめ</td><td>1 式</td></tr></table>	作 業 項 目	数 量	(設計業務)		1. 準備作業	1 式	2. 用水計画の更新	1 式	3. ダム運用の確認	1 式	4. 点検取りまとめ	1 式
作 業 項 目	数 量												
(設計業務)													
1. 準備作業	1 式												
2. 用水計画の更新	1 式												
3. ダム運用の確認	1 式												
4. 点検取りまとめ	1 式												
(設計作業の留意点) 第3－2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 作業の進め方及び作業の方法等については、あらかじめ監督職員と十分打合せを行うものとする。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 報告書作成において、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 必要に応じて現地調査、対面による聞き取り調査、機器による調査、試験を実施する場合は事前に監督職員と調整し実施する。												
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 設計作業着手段階(対面) 第2回 中間打合せ(WEB)(用水諸元整理段階) 第3回 中間打合せ(WEB)(水収支計算実施段階) 最終回 報告書原稿作成段階(対面) なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。												

項 目	内 容
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 本業務は電子納品対象業務とする。 成果物を共通仕様書第1章1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(成果物の提出先) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により作業計画等に変更が生じた場合。 (7) その他重要な変更が生じた場合。
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7－1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙 1)

現在の水利権

施設別 \ 期間	4 月 1 日から 4 月 20 日まで	4 月 21 日から 5 月 25 日まで	5 月 26 日から 8 月 15 日まで	8 月 16 日から 9 月 15 日まで	9 月 16 日から 9 月 30 日まで	10 月 1 日から 10 月 31 日まで	11 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで
共用隧道取水 口に係る最大 取水量	0.900 m ³ /s	2.863 m ³ /s	2.864 m ³ /s	2.690 m ³ /s	1.525 m ³ /s	0.855 m ³ /s	0.100 m ³ /s
梓川頭首工最 大取水量	18.089 m ³ /s	43.982 m ³ /s	38.693 m ³ /s	34.389 m ³ /s	15.012 m ³ /s	8.073 m ³ /s	7.200 m ³ /s

中信平地区河川協議資料作成その 2 業務

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	数量
1. 準備作業	水収支計算検討のための準備作業を行う。	
1-1. 資料の収集整理	貸与資料の内容を把握し、用水計画作成、水収支計算検討や河川協議に必要な資料及び業務に必要な資料の収集を行い、協議資料等作成のため基本事項を整理する。	1 式
1-2. 現地調査	営農状況、水利用状況等の基本事項について確認を行う。	1 式
2. 用水計画の更新	必要な諸元を整理・検討し、水収支計算を行う。	
2-1. 地区編入に関する調査	新規に地区編入する地区について、関係土地改良区及び長野県から編入面積資料を収集し「令和 5 年度 中信平地区河川協議資料作成業務」で使用した受益面積に筆単位で市町村別、土地改良区別、水路別、分土工別、土壌タイプ別及びかんがい方式別に整理し、受益面積全体を取りまとめる。 なお、編入地区の面積は 22ha 程度を想定している。	1 式
2-2. 水路維持管理用水の整理	梓川左岸幹線及び梓川右岸幹線掛かりの維持管理用水について、積上げ方法の検討などにより目標流量 ($7.0 \text{ m}^3/\text{s}$) を確保できるか検討する。 検討にあたり、難しい場合や疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 現在維持流量が未計上となっている路線（波田堰幹線水路）について、管理用水の必要流量の検討を行うものとする。 水路勾配、必要流速 (0.7 m/s) を基に算定する。 維持用水を検討した路線については、協議に必要な写真や新聞記事等のデータの整理を行うものとする。 写真データは発注者若しくは土地改良区（連合含む）からの提供を見込んでいる また、必要に応じて選定路線の現地状況調査、機器による調査、試験を実施する場合は事前に監督職員と調整し実施する。	1 式
2-3. 用水諸元の整理	用水諸元は次の検討又は資料等を使用し整理するものとする。 (1) 水稻作期は貸与資料等を使用し早植え前倒しの検討を行う。 (2) 受益面積は「2-1. 地区編入に関する調査」結果を使用する。 (3) 維持管理用水は「2-2. 水路維持管理用水の整理」結果を使用する。 (4) 畑地かんがい諸元の期間、日消費水量については、「令和 5 年度 中信平地区河川協議資料作成業務」で検討した「ケース 5」を使用する。 また、かん水率や営農作物については、資料収集を行い、再	1 式

作 業 項 目	作 業 内 容	数 量
	度検討するものとする。 (5) その他の水収支計算に必要な用水諸元については、現行水利権のものを使用することを基本とするが、検討の必要が生じた場合は事前に監督職員と調整し実施する。	
2-4. 水収支計算	水収支計算は発注者が貸与する水収支プログラム（表計算形式）を使用し、「2-3. 用水諸元の整理」の諸条件により必要水量の算定を行うものとする。 水収支計算に当たり次の事項を留意する。 (1) 使用前に現行水利権の水収支計算が再現できることを確認する。 (2) 水収支計算の結果、現同意の総取水量を超えるか確認するものとし、監督職員に報告するものとする。 報告後、現同意の総取水量を超える場合は、別途作業を指示する場合がある。	1 式
3. ダム運用の確認	発注者が貸与する東電3ダム運用シミュレーションプログラム（表計算形式）を使用し、「2-4. 水収支計算」結果について、本地区の上流に位置するダムの運用に影響がないことを確認する。	1 式
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式